

【受付窓口による予約】

◇受付時間・・・午前9時～午後7時

◇予約は、利用する月の2ヵ月前の1日午前9時から窓口及び電話で、先着順に予約申込みができます。

(注) 各月の1日が休館日となるときは、窓口及び電話での予約は翌日となります。

■お支払方法・・・窓口支払と銀行振込の2種類の方法があります。

◎窓口支払

下記の申請期限内に「利用者カード」を持参の上、利用料金をお支払いください。

◇ホール(楽屋を含む)および展示室：利用日の180日前まで

(注)ただし、予約した日が180日以内の場合は予約した日から1週間以内となります。

◇会議室等その他の施設：利用日の10日前まで

◇利用料納入の際、利用許可書を交付します。

◇利用許可書は、利用当日お持ちいただき、受付窓口にご提示ください。

◎銀行振込

利用料金をFAXでお知らせしますので、下記の期限内に指定口座へお振り込みください。

◇ホール(楽屋を含む)および展示室：利用日の180日前まで

(注)ただし、予約した日が180日以内の場合は予約した日から1週間以内となります。

◇会議室等その他施設：利用日の20日前まで

(注)振込手数料は利用者負担となります。

◇利用当日に利用許可書をお渡ししますので、FAXでお送りした「利用料請求について」の用紙をお持ちください。

※詳しくは窓口または電話でお問い合わせください。

利用許可書の交付後、利用日時及び部屋の変更(移動等)は出来ませんので、十分ご検討のうえ、申請手続きを行ってください。

また、申請期限内に手続きをされない場合は自動的にキャンセル扱いになりますのでご注意ください。

■利用料の還付

許可書の交付を受けた方で、施設の利用を取り消し還付手続きを行う場合は、利用許可書・レシート(領収書)・代表者印をお持ちください。(振込みで入金された方は「利用料請求について」の用紙をお持ち下さい) 還付期間および還付額は下記のとおりです。

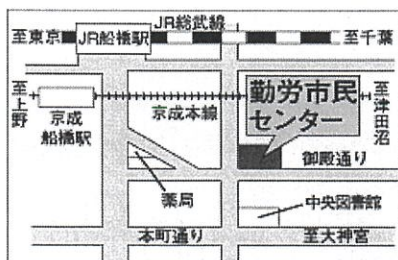
◇ホール・楽屋・展示室 …… 利用日の180日前までは全額

120日前までは7割/60日前までは5割

◇その他会議室 …… 利用日の10日前までは全額

・その他、地震・台風等の天災や、これに伴う鉄道の計画運休など利用者の責めに帰さない事由により利用できない時で、原則事前に連絡があった場合は全額還付いたします。

※許可書及びレシート(領収書)を紛失されますと還付できませんのでご注意ください。



船橋市勤労市民センター

〒273-0005 千葉県船橋市本町4-19-6

電話 047-425-2551 FAX 047-426-1157

H P <https://funabashi-ksc.or.jp>

休館日 毎週月曜日・年末年始

JR船橋駅 南口徒歩5分京成船橋駅 東口徒歩3分